

## 県総合畜産だより

昭和 38 年度産地市場別の成績を比較してみると、第 1 位は真庭郡中福田家畜市場であつた。最近の子牛価格基準が従来の種牛としての価値から肉利用に主体を置いた方向に強く変わりつつあることである。従つて、子牛の発育のよい体積のある、所謂現在展開している『和牛子牛規格向上連動』の出荷目標に達しているものが、有利に販売され、即ちお客に好まれ、商品価値が高いと言えるわけである。1 昨年市場成績と比較してみると時代に要求される方向に改良されている地域の市場は、成績表に現われている。

和牛は古くして、つねに新しく、時代とともに変つていくことを和牛生産農家の方々に知つて頂きたい。

かねてより和牛価格の低落と和牛経営の困難性に対処し、全国和牛協会（会長小枝一雄）が中心となり、広く全国畜産関係団体と一体となつて、和牛子牛価格安定制度の確立を期すべく、来る 5 月 11 日全国和牛大会を東京で開き農林大臣、衆参両議員 20 数名に陳情する計画である。本県においても各関係機関の協力をうけ、県下 1 万名の署名運動を展開、和牛経営の安定を目指している。

## 和牛子牛価格安定制度実現

和牛経営の安定をめざし、県下 1 万名の署名運動展開

### 《この方策のねらいと効果》

この方策を実施することによって、子牛生産経営がある程度安定し、子牛生産頭数が増加する。なお、一層和牛の肉用的改良が助長され、国内牛肉生産の国際競争力を高めることが出来、今後益々増加する食肉需要を国内で賄うことができる。

### 《この方策の骨子》

この事業は肉用牛（和牛）の子牛のみを対象とし、事業を行う為に社団法人「子牛価格安定基金協会」を設け、この基金の会員は出資者を以つてこれに当て、この利用者は子牛生産農家として別に定める期間、基金に対して契約をして登録をしたものであること。この制度の対象となるものは、県の認定した家畜市場で取引されるもので、子牛に一定規格を定めた規格牛であり、規格内の子牛に対し補償基準価格を定め、取引に際して、その価格に達しないものに差額を補填する。

### 《補償基準価格のきめ方》

雄、雌、去勢共に同一とし、基準を全国一律とする。但し府県の事情により生産者の負担において若干の変更をすることがある。

補償基準価格は次の事項により総合的にきめる。

- イ 子牛生産費
- ロ 若令肥育における生産費と売却代よりの逆算
- ハ 主要生産地における子牛価格の変異分布
- ニ その他

### 《和牛子牛の規格のきめ方》

規格は合格と格外とに分けるのみで、合格の内に段階はつけない。

規格により合格となる為の条件は次の通り。

- イ 性の如何を問わぬ
- ロ 犢登記、証明書をもっているもの
- ハ 別に定める日令、体重の基準以上のもの
- ニ 畸形や失格でないもの

### 《和牛子牛価格安定基金協会の機構と運営》

#### 1. 基金の設立と構成

和牛の主要生産府県に社団法人「府県子牛価格安定基金協会」を設立し、基金の会員は国、地方公共団体及び生産者団体とし、基金の利用者は、子牛生産農家とし、別に定める期間基金と契約を結び登録したものである。

#### 2. 基金の運営と業務

基金の運営には、基本金の利子をもって当てる。

岡山畜産便り 1964.05

その財源は利用者の積立金をもって当てる。基本金は、原則として取りくずさないものとするが、万一子牛価格が暴落して、積立金及び基本金の利子の合計総額をもってしても、価格差補填の財源に不足するときは、基本金の額の限度内において借入金によって価格差の補填をすることができる。この場合、国又は事業団及び府県は格段の補助をするものとする。

3. 基本金の出資

基金の保有すべき基本金は、国又は事業団及び生産者団体の出資とする。

4. 積立金の拠出

利用者より、子牛取引に際して一定額を拠出する。

《和牛子牛価格安定方案に併せて

実施を要する方策》

- (1) 和牛子牛生産基盤の整備
- (2) 枝肉価格安定方策と枝肉の規格取引の実施
- (3) 市場へ上場方法の改善
- (4) 流通機構の根本的改善

◎ 昭和38年度産地市場別成績一覧表 ◎

市場別	区分	入場数	売買数	売買率	価 額	1 頭当りの 価格			順 位	県外移出 頭 数	開設 日数	1日当りの 上場頭数
						最 高	最 低	平 均				
津 山		9,665	9,045	93	294,570,200	100,000	6,000	30,500	4	7,498	35	276
高 梁		3,177	2,900	90	88,738,100	85,000	5,000	27,900	12	2,819	13	244
勝 間 田		1,127	1,026	91	32,900,800	64,000	4,100	29,200	9	678	7	161
落 合		1,047	987	94	32,817,400	106,200	8,100	31,300	2	499	4	262
大 原		1,018	946	92	27,367,100	68,800	4,900	27,900	12	613	5	201
久 世		866	738	84	25,032,700	76,100	8,000	28,900	11	375	4	217
江 見		811	751	92	19,752,400	52,100	4,000	24,100	16	512	5	162
湯 原		503	445	88	15,056,900	90,100	4,500	29,900	8	220	3	168
美 甘		499	401	80	13,830,800	120,000	4,400	27,700	13	178	3	166
皆 部		461	387	83	14,176,400	73,000	7,400	30,800	3		4	115
月 田		427	352	83	12,930,500	150,100	6,800	30,300	6	231	3	142
長 田		423	329	76	10,141,900	48,000	8,000	△23,700	17	160	4	106
中 福 田		386	337	87	12,127,000	130,000	8,200	31,400	1	159	3	128
井 原		366	143	38	4,634,300	38,500	3,100	△16,500	19	42	4	91
三 谷 川		342	291	85	10,405,400	89,000	3,000	30,400	5	125	3	114
新 庄		236	194	82	6,727,200	103,300	6,100	28,500	12	56	1	236
矢 掛		220	176	80	4,250,000	39,600	3,500	△18,100	18	63	4	55
富 原		218	186	85	6,576,400	102,700	7,600	30,200	7	151	1	218
加 茂		172	156	90	5,003,800	56,300	7,100	29,100	10	132	1	172
勝 加 茂		102	73	71	2,653,500	50,300	14,900	25,100	15	41	1	102
北 吉 野		82	57	69	2,139,400	41,800	11,500	26,100	14	27	1	82
小 計		22,148	19,920	89	641,832,200	150,100	3,000	29,000		14,574	108	205
新 見		829	683	82	22,301,600	81,300	5,100	26,800			4	202
草 間		697	507	72	19,617,300	106,200	3,300	28,100			4	174
矢 神		669	518	78	18,696,000	90,300	6,300	27,900			4	167
刑 部		549	401	72	14,002,700	70,100	4,900	25,500			4	137
本 郷		515	319	61	12,811,400	80,000	4,100	24,900			4	129
千 屋		160	31	19	3,616,000	43,000	7,200	22,600			1	160
小 計		3,419	2,459	71	91,065,000	106,200	3,300	26,600		1,093	21	163
合 計		25,567	22,379	87	732,897,200	150,100	3,000	28,700		15,667	129	198

附記、39年度は勝間田、加茂、勝加茂、北吉野市場は廃止。